

広島都市学園大学

令和7年度
追評価報告書

令和8年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

広島都市学園大学

I 追評価結果

【判定】

追評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

令和 4(2022)年度の認証評価において、基準 4「教員・職員」及び基準 6「内部質保証」を満たしていないとして、判定を不適合とした。

認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に追評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、基準 4 の指摘事項については改善されたことが確認できた。基準 6 の指摘事項については、なお課題は認められるものの、一定程度改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることが求められる。

III 基準ごとの追評価

基準 4. 教員・職員

【追評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 校務に関して、学長の最終的な決定権が担保されていない点は、学校教育法第 92 条第 3 項の趣旨に照らして適切ではなく、改善を要する。
- 学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない点について、改善が必要である。
- 教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点について、改善が必要である。
- 副学長の任用について、「副学長任用規程」第 3 条に基づき学長の意見を聴いていない点は改善が必要である。

【追評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学校教育法第 92 条第 3 項に定めのある、校務に関する学長の最終的な決定権が担保さ

れていないことについて、令和 5(2023)年 5 月に「大学部長会規程」の全面改正を行うとともに、その他の規則を改正した結果、校務に関する最終的な決定権が学長にあることが明確になり、改善されたことが確認できた。

学校教育法第 93 条第 2 項に定める事項を教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていないことについて、教授会規程、研究科委員会規程が改正され、学長が、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会及び研究科委員会が意見を述べることを明文化しており、改善されたことが確認できた。

学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める、教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、教授会規程及び研究科委員会規程を改正し、令和 7(2025)年 9 月に「教授会又は保健学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」を学長により制定、周知しており、改善されたことが確認できた。

副学長の任用に関し、「副学長任用規程」に基づく手続きとして、学長の意見を聴いていないことについては、その後、規則を遵守しており、改善されたことが確認できた。

基準 6. 内部質保証

【追評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 内部質保証に関する全学的な方針を策定し、明示していない点については、改善が必要である。
- 自己点検・評価の実施やその結果の活用において重要な役割を果たすべき自己点検運営委員会、点検評価実施委員会が開催されていないなど、大学全体の内部質保証のための恒常的な組織体制、責任体制が機能していない点は改善が必要である。

【追評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、認証評価委員会、自己点検運営委員会の審議を経て、理事会で承認され、令和 5(2023)年 1 月に策定された。この方針は、全教職員へ文書で配付され、職員に対しては朝礼等において、また新任職員へはオリエンテーションなどを通じて説明するなど、周知されていることが確認できた。

しかしながら、自己点検・評価の実施やその結果の活用において重要な役割を果たすべき自己点検運営委員会とその小委員会である点検評価実施委員会については、それぞれ規則に定めるとおり開催されていない。また、点検評価実施委員会から自己点検運営委員会への報告が「審議等内容報告書」と議事録の提出にとどまっており、自己点検運営委員会

では点検評価実施委員会の審議結果を踏まえた検討が行われていないなど、適切に運営されていない。これらの会議体の開催実態と規則の整合性を担保するための、関連規則の見直しなども検討されておらず、いまだに大学全体の内部質保証のための恒常的な組織体制、責任体制が十分に機能しておらず、改善が必要である。

これらの指摘を受けて、大学は点検評価実施委員会において現行規則を遵守することの確認を行い、令和 8(2026)年 2 月までに同委員会は毎月開催されている。また、令和 7(2025)年 12 月の自己点検運営委員会において、点検評価実施委員会の審議結果に基づく検討が行われており、学内規則に基づく運営が開始されている。

大学はこれらの改善状況をエビデンスとともに令和 8(2026)年 3 月 2 日に開催した大学評価判定委員会に提出した。同委員会において課題となっている各種会議体の開催状況については一定程度改善されたことが確認できた。今後も学内規則に基づき、自己点検・評価に関する各種会議体において継続的に審議していくことにより内部質保証の組織体制の更なる充実が求められる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 今回の認証評価で提出された自己点検評価書は、事実と異なる記載や誤植も含めて前年度のものとはほとんど同一内容であること、提出された資料・データ等のエビデンスも不足していることから、不十分といわざるを得ないため、学内規則に基づき組織的に、自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。
- 公表されている「自己点検評価書」に誤表記が散見するので、「自己点検評価書」を公表することについての責任体制などの点は改善が必要である。
- 書面質問に対して事実と異なる回答をしたことは、評価に対する誠実性を損なう行為であるといわざるを得ないため、今後このようなことが無いように自己点検・評価のチェック体制、更にはガバナンスを徹底するように改善が必要である。

【追評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

追評価における書面質問に対しては、大学の实態に基づき回答されていることが確認できた。また、自己点検評価書自体は、規則のとおり令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度に作成されている。しかし、その前提となるべき自己点検・評価については、自己点検運営委員会と点検評価実施委員会が審議内容や開催回数等も含めて規則に基づき開催されていないなど、適切に行われていない。令和 6(2024)年 12 月に点検評価実施委員会のもとに小ワーキンググループを設置し、自己点検・評価の効率化を図ろうとしているが、学部・学科、研究科に関する内容の審議に限定されており、全学的な自己点検・評価を実施しているとはいえ改善が必要である。

なお、自己点検・評価に関わる事務局の職員数を、令和 5(2023)年度の 2 人から令和 6(2024)年度に 5 人へ増員しており、実施への体制整備も進めたものの、現時点においては

自己点検評価書の内容について、多くの誤表記が見られるため、自己点検・評価のチェック体制の早急な確立とガバナンスの徹底が求められる。

これらの指摘を受けて、大学は点検評価実施委員会において現行規則を遵守することの確認を行い、令和 8(2026)年 2 月までに同委員会は毎月開催されている。同委員会のもとに設置されている小ワーキンググループは、「学科間調整会議」と名称を変更するとともに定期的に開催し、その結果を点検評価実施委員会に報告している。また、令和 7(2025)年 12 月の自己点検運営委員会において、点検評価実施委員会の審議結果に基づく検討が行われており、学内規則に基づく運営と自己点検・評価のチェック体制が確立しつつある。

大学はこれらの改善状況をエビデンスとともに令和 8(2026)年 3 月 2 日に開催した大学評価判定委員会に提出した。同委員会において課題となっている各種会議体の開催状況については一定程度改善されたことが確認できた。今後も学内規則に基づき、自己点検・評価に関する各種会議体のもと継続的に自己点検・評価を実施することが求められる。

6-3. 内部質保証の機能性

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 大学全体における内部質保証の組織体制等が実質的に確立されておらず、内部質保証のための自己点検・評価も不十分であり、書面質問に対しての回答と実地調査時の回答に相違があることなど、内部質保証システムが機能しているとはいえ、改善が必要である。
- 法人の中期計画である「古沢学園第二次中期計画（令和 2 年度～6 年度）」が定められているが内容が概略的であり、実行可能性を持った精緻な計画を作成するように改善が必要である。
- 子ども教育学科の収容定員未充足、教学マネジメントの機能性、管理運営の相互チェックについて改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性が十分であるとはいえないため、改善が必要である。

【追評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントの機能性、管理運営面での相互チェックについては改善されていることが確認できた。また、子ども教育学部子ども教育学科の学生確保については、学長主導による広報活動の改善、新コースの開設の効果もあり、令和 7(2025)年度の入学者数は増加している。

法人の中期計画である第三次中期事業計画を、環境の変化に対応して第二次中期事業計画の終了年度を待たず前倒して作成しており、教職員へも共有している。しかしながら、その第三次中期事業計画について、特に実現の裏付けとなる財務計画が組織内で十分に検討されていないため、算出根拠となるデータを吟味して策定するよう改善が必要である。

令和 4(2022)年度の認証評価以後、内部質保証の組織体制の確立に着手しているが、自己点検運営委員会及び点検評価実施委員会が規則どおりに運営されておらず、自己点検・

広島都市学園大学

評価も不十分である。自己点検・評価の結果を踏まえた PDCA サイクルも十分に機能していないため、内部質保証システムが機能しているとはいえ、改善が必要である。

これらの指摘を受けて、大学は点検評価実施委員会において現行規則を遵守することの確認を行い、令和 8(2026)年 2 月までに同委員会は毎月開催されている。また、令和 7(2025)年 12 月の自己点検運営委員会において、点検評価実施委員会の審議結果に基づく検討が行われ、学内規則に基づく運営とこれに基づく自己点検・評価に着手しており、内部質保証システムも機能しつつある。

大学はこれらの改善状況を、「学校法人古沢学園 第三次中期事業計画」と学生数の予測や教育活動支出の算出根拠等に基づき、令和 6(2024)年度から組織内で一定の検討が行われていることを示すエビデンスとともに令和 8(2026)年 3 月 2 日に開催した大学評価判定委員会に提出した。同委員会において課題となっている内部質保証の機能性については一定程度改善されたことが確認できた。今後も学内規則に基づき、継続的に自己点検・評価を実施することにより内部質保証の機能性の更なる充実が求められる。